

② 県民交通災害共済の加入受付を開始します

県民交通災害共済は、交通事故により怪我をした場合に、治療実日数に応じた見舞金を給付する制度です。市内に住民登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

年会費 大人 900 円、中学生以下 500 円

受付開始 2 月 1 日 (月)

共済期間 4 月 1 日 (木) ~ 令和 4 年 3 月 31 日 (木)

※ 4 月 1 日以降に加入された場合は、受付日の翌日から共済期間となります。

対象事故 国内の道路上において、自動車・バイク・自転車などの運行に伴う衝突、転落などの事故により人が死傷した場合

申込方法 窓口で直接お申し込みください。

申・問 市民活動課(内線 135) 笠間支所地域課(内線 72114) 岩間支所地域課(内線 73114)

③ 違反広告物の是正活動を行っています

屋外広告物の表示には一定のルールがあり、茨城県屋外広告物条例に基づき表示場所、表示面積、高さ等を規制しています。

市では良好な景観形成、および交通の安全の重要な要素である屋外広告物の適正化を図るために、幹線道路沿道等に表示されている屋外広告物を調査し、違反是正に向けた取組みを実施しているところです。

今年度は、国道 50 号沿道を中心に巡回調査を実施し、違反もしくは無許可の可能性のある屋外広告物の広告主や管理者に対して、確認を行いながら違反是正ならびに屋外広告物の適正化に繋げていきますので、ご理解ご協力をお願いします。

問 都市計画課(内線 586)

④ 物品の公売を行います

会議用テーブルを、公売(一般競争入札)にて売り払います。詳細は、公告文に記載されていますので、市ホームページをご覧ください。

物品名	会議用テーブル
物品の形状	3 人掛けテーブル(幅 W2, 550mm) : 2 台、3 人掛けテーブル(幅 W2, 250mm) 1 台 2 人掛けテーブル(幅 W1, 500mm) : 2 台、1 人掛けテーブル(幅 W750mm) 1 台 ※木材(木質については不明)。幅以外のサイズはそれぞれ、奥行 650mm、高さ 700 mm。合計 6 台を組み合わせることにより、長方形の卓になる。
最低価格(税抜)	1 円(1 台につき)

参加資格 市内に住民基本台帳登録されている個人または市内に本店、営業所などを有する法人で、市民税または法人税に未納がないこと。

物品確認 日時 : 2 月 4 日 (木) 午前 9 時 ~ 午後 5 時までの間の任意の時間

場所 : 笠間市役所 3 階 議会事務局

見積書提出方法 2 月 9 日 (火) 午後 3 時までに、持参または郵送により
議会事務局へ提出

公売執行 2 月 9 日 (火) 午後 3 時

申・問 議会事務局(内線 303)



詳しくはこちら